

# 介護保険のお知らせ

11月11日(いい日いい日)は「介護の日」です。介護が必要な高齢者が増加していく中で、多くの方に介護を身近なものとして捉えていただき、介護についての理解と認識を深め、地域における支え合いを促進するため、皆さんに介護保険制度についてお知らせします。

## ■介護保険制度とは

この制度は、40歳以上の市民が被保険者となり介護保険料を納め、老後の不安要因である介護を、社会全体で支えあうために作られた制度です。

## ■介護サービスを利用できる方は

65歳以上の「第1号被保険者」と、40～64歳の「第2号被保険者」の特定疾病の方で、介護が必要と認定された方です。

## ■介護サービスの利用手続きは

- ①要介護認定申請をします(介護サービスが必要になった際は申請をしてください)。
- ②介護認定調査員(市の職員等)が訪問して、心身の状態等について調査します。
- ③主治医に心身の状態について意見書を作成してもらいます(原則、市が手続きをします)。
- ④介護認定審査会で介護の必要性や程度(介護に係る手間)について審査・判定を行います。
- ⑤介護認定審査結果を通知します(要介護認定区分は、要支援1・2、要介護1～5の7段階です)。
- ⑥要介護1～5と認定された方で、居宅でのサービスを希望する場合は、居宅介護支援事業者に介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼し、介護サービスを利用します。
- ⑦要介護1～5と認定された方で、施設サービスを利用するときは直接施設に申し込むことができます。
- ⑧要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの作成を依頼します。
- ⑨非該当となった方は、地域包括支援センターへ相談をしてみましょう。
- ⑩すでに認定を受けている方で、心身の状態が変化

した場合は、状態を見直す区分変更申請をすることができます。

## ■利用できるサービスは

＜在宅サービス(給付額の限度あり)＞

訪問介護(ホームヘルプ)・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・訪問看護・居宅療養管理指導・通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修費支給・短期入所生活介護/療養介護(ショートステイ)・特定施設入居者生活介護・居宅介護支援

＜施設サービス＞

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老人保健施設)・介護療養型医療施設(療養病床等)

＜地域密着型サービス＞

認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等

## ■利用者の負担は

原則、かかった費用の一割負担です。

## ■利用者の負担軽減制度は

- ①高額介護サービス費…利用者負担額が高額となり、一定額を超えた分について払い戻されます。
- ②高額医療合算介護サービス費…医療保険及び介護保険の両制度における自己負担額が一定額を超えた分について払い戻されます。
- ③特定入所者介護サービス費…低所得の方が施設サービスを利用する場合、食費・居住費について補給付されます。
- ④生計困難者等に対する利用者負担軽減…介護サービス事業者が低所得の方の利用者負担を軽減する制度です。
- ⑤障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業…制度改正による利用者負担を軽減する制度です。
- ⑥要介護旧措置者の経過措置…特別養護老人ホームの旧措置者で従前の利用者負担を上回らないよう負担額を軽減する制度です。

## ■介護サービス利用についての苦情

東京都国民健康保険団体連合会で受け付けますが、まず市役所の介護福祉課にご相談ください。

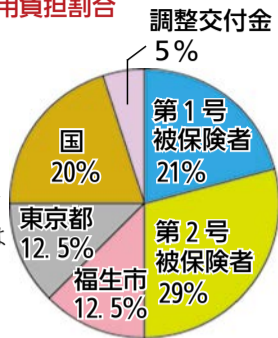
## ■介護保険の相談

市役所の介護福祉課相談員が、介護保険の相談に応じています。

## ■介護保険給付に要する費用負担割合

(施設等給付費以外の給付費の負担割合の場合)

右図のとおり、介護給付に要する費用のうち、第1号被保険者が負担する割合は21%、第2号被保険者は29%となっています。



## ■介護保険料は

①「第1号被保険者」

賦課基準日(4月1日)の第1号被保険者の所得・年金収入及びその世帯の市民税課税状況により、その年度分の保険料が決まります。

所得段階別保険料の設定は、負担能力に応じて10段階に設定しています。

②「第2号被保険者」

加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。

## ■介護保険料の納め方

①「第1号被保険者」

年金定期支払いの際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※ただし次の方は納付書で納めていただきます。年金が一定額以下の方/年齢が65歳になった方(一定期間)/転入された方(一定期間)/市民税の修正申告を行った方

②「第2号被保険者」

加入している医療保険者が保険料を徴収します。

## ■介護保険給付制限とは

介護保険料を滞納すると、要介護認定時に滞納期間に応じ給付制限が行われますので注意してください。

制度の詳細は「介護保険べんり帳」をご覧ください。なお、平成27年度に介護保険制度の改正が予定されています。詳細は広報ふっさ等でお知らせします。

【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

【声の広報】視覚障害者(1・2級)の方にディスプレイ方式のCD版で声の広報をお届けしています。【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

## 高齢者介護予防教室

介護予防を目的とした教室を左表のとおり実施します。ぜひご参加ください。

- 【対象】65歳以上の高齢者
- 【要介護】「要支援」に該当しない方、医師から運動制限を受けていない方
- 【申込み】11月7日(金)～14日(金)の間に事前に電話で申し込みのうえ、印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係窓口 ☎ 551・1751へお越しください。

教室名	筋力向上トレーニング教室
日時	12月9日～平成27年3月3日の火曜日(全12回)午後2時～4時
場所	福祉センター2階理学療法室
定員	先着20人※平成26年度初参加の方を優先
目的	転倒骨折の防止及び加齢にともなう運動器の機能低下の予防・向上
内容	健康運動指導士の指導による、個人の身体状況などに応じたトレーニング

## ご参加ください！

## 「家族介護者教室」(福生市受託事業)

- 【テーマ】地域で支える認知症
- 【日程・内容】11月10日(月)「本人が求めていること」を知りましょう
- 11月22日(土)「コミュニケーションのコツを知りましょう」
- 12月10日(水)「チームになって暮らしていきましょう(成年後見制度について)

## も含めて)

- 【時間】午後1時30分～3時
- 【場所】福祉センター
- 【対象】市内在住の介護をされているご家族や、地域で関わっている援助者
- 【定員】15人程度
- 【持ち物】筆記用具
- 【共催】社会福祉協議会
- 【主催・申込み】各在宅介護支援センターへ。
- 在宅介護支援センター加美 ☎ 553・3720
- 在宅介護支援センター南田園 ☎ 539・0007
- 在宅介護支援センター武蔵野 ☎ 553・6695

## 第37回福祉バザー

市民の皆さんから寄せられた衣料品、日用品、雑貨等のほか、東日本大震災被災地支援として、炭火焼きの秋刀魚(岩手県産)も販売します。また、福祉団体による模擬店も出店します。バザー収益金は地域福祉活動の推進等に活用させていただきますので、皆さんのご協力をお願いします。

- 【日時】12月7日(日)午前10時～正午
- 【定員】先着20人
- 【申込み】11月4日(火)から電話で保健センター ☎ 552・0061へ。
- 【集合場所】牛浜駅東口階段下
- 【日時】12月6日(土)午前9時～正午

## ひとりで悩まず、まず相談を「心の相談」

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

- 【日時】11月28日(金)午後1時～2時30分
- 【場所】福祉センター相談室
- 【対象】心の問題や病気を抱えている市民とその家族など

【申込み】11月5日(水)から(日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分の間に)社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027へ。

